

東海日中貿易センター

TOKAI JAPAN-CHINA TRADE CENTER



年頭のご挨拶

一般社団法人東海日中貿易センター 会長 小澤 哲

明けましておめでとうございます。

皆様には、ご健勝にて
新たな年をお迎えのこと、

お慶び申し上げます。

昨年は、「令和元年」「中国建国70周年」と日中両国は共に新たな時代を迎える中、日中両国は首脳会談はじめ地方政府、開発区などとの人的交流が盛んに行われ、良好な関係を基礎として、大いに発展した年になりました。

6月には、G20サミットに出席するため来日した習近平主席が、国家主席就任後は初めて来日し、また、中国の国家主席としても9年ぶりの事でした。習近平主席と安倍総理は会談の中で、「永遠の隣国」として緊密な意思疎通を図るだけでなく、企業にとっても、「公平、無差別、予測可能なビジネス環境を提供する」ことに合意した事は、今後の日中関係を発展させる上で大変意義深いことでありました。

また、ハイレベルの往来を強化するステップとして、今年春先には、習近平主席を国賓として日本に招く準備が進展しています。一国の指導者の外遊計画が、このように早い段階で決定、且つ公表されることは極めて異例の事であり、習近平主席の訪日がそれだけ重視されていると言えます。

10月には、王岐山副主席が習近平主席の特使として即位礼正殿の儀に参列され、11月には、タイ・バンコクで李克強総理と、12月には北京で習近平主席と、四川省成都市で李克強総理と安倍総理が会談するなど日中両国首脳のトップ交流を重ねて参りました。

昨年10月、私が団長を務めた中部経済界訪中団は、河北省雄安新区を訪れました。同区は、17年4月に習近平主席の肝いりPJとして発表され、僅か2年ほどで展示施設、オフィス棟、自動運転試験など急ピッチで建設が進められている「国家千年の大計」として、深圳、上海浦東新区に次ぐ第3番目のニューエリアに位置付けられ、北京の非首都機能の受け皿としての大役を担っております。

ここで、「雄安品質」という質の高い都市建設のモデルを作り、その後は全国へと展開する予定で、環境汚染、交通渋滞など中国が直面している大都市病の解決になるか注目される所であります。

今年は、愛知県と江蘇省、三重県四日市市と天津市が友好都市提携40周年を迎えます。当センター会員企業は、江蘇省及び天津市への進出が多く、人的交流、経済交流は益々盛んになっております。このような地域間交流及び企業間交流が無くては日中両国の協力、発展は成り立たず、今日に至る日中両国関係は、正に皆様の努力の積み重ねによるものであります。

当センターと致しましても、引き続き、地域間交流に力を入れて、中国各省、市、自治区、開発区などとの業務提携を展開して参りたいと存じます。更には、中国はじめ第三国市場での日中協力を視野に入れ、会員各社の事業のサポートに努め、民間の経済交流を大いに発展させる年にしたいと存じます。

最後になりますが、2020年の「子年」が会員の皆様にとって、益々飛躍される年になりますことを心よりお祈りし、私の念頭のご挨拶とさせて頂きます。

目 次

年頭のご挨拶	1
新年のご挨拶	2
2020年会員賀詞交歓会のご案内	2
事業報告 2019中日経済交流懇談会が開催	3
中国実務セミナー「2020年中国人事労務のトレンド」 ～日中社会保障規定、外国人就労許可の現状、2020年昇給予測～	4
2020年1月以降の行事案内	4

会務報告 新入会員の承認	5
交流記録	5
愛知県経済産業局が中華人民共和国山東省工業・情報化庁と経済交流に関する覚書に調印	9
2020年の中国の法定休日	9
西安デスクNEWS	10
滄州デスクNEWS	11
寄稿 事業縮小(リストラ)のやり方と留意点	12
中国短信	15
中国経済データ	17

新年ご挨拶

中華人民共和国駐名古屋総領事館 総領事 劉 曉軍



明けましておめでとうございます。

中国駐名古屋総領事館を代表して、皆様へ新年のご挨拶を申し上げます。

東海日中貿易センターは中国との絆が深く、日本中部地域と中国との貿易連携の重要な窓口として、自らの優位性を発揮し、中日経済貿易協力を積極的に取り組み、架け橋としての役割を果たしてきました。中日民間交流の重要な場となりつつある「名古屋中国春節祭」、「中日経済交流懇談会」などのイベントは東海日中貿易センターの皆様から多大なご協力とご支援をいただき、この場をお借りし、皆様に御礼を申し上げます。

2019年は中日両国にとって節目の年でありました。中華人民共和国成立70周年を迎え、日本も令和時代が始まり、中日両国は共に新時代に入り、中日関係も新たな歴史のスタートラインに立ちました。6月、習近平国家主席と安倍首相が大阪で会談を行い、新時代の要求に相応しい中日関係の構築について、十項目の共通認識に達し、中日関係の方向性を示し、原動力を注入しました。また、習近平国家主席は来年春の国賓として訪日招請を原則として受け入れました。両国首脳の間で共通認識の下、双方は新時代の中日関係および中日経済協力を全方位にレベルアップすることに力を注いでいくものと確信しております。

中華人民共和国成立70年来、中国は世界第二位の経済体で成長し、8億人近くが貧困から脱出し、4億人余りが中所得層の仲間入りをしました。中国は世界工場の地位を保つと同時に、世界クラスの消

費市場、資本市場となりつつあります。対外改革開放の門戸を絶えず開けていくと習近平国家主席が宣言したとおり、目下世界百年未曾有の大変動に直面し、「人類運命共同体の構築」という目標へ邁進し、中国は新ラウンドの改革・開放を実行し、「一帯一路」の共同建設を進め、持続可能な成長と質の高い発展を追求し、発展の成果をより多くの国と人民に与えるよう努力しています。2020年1月1日、「外商投資法」が施行され、更なる開放拡大の決意を示しています。

中国と日本は重要な隣国で、世界第二位、第三位のエコノミーでもあります。中日関係は両国にとって最も重要な二国間関係の一つであるだけでなく、アジアひいては世界全体にも極めて重要な役割があります。両国の経済は補完性、互恵性が際立っており、中国の発展が続くことは、中日関係により多くの利益の接点と協力のきっかけをもたらし、中日互恵協力のより広い余地を与えるでしょう。共に協力パートナーであり、共に脅威にあたらないという両国首脳の間でコンセンサスを実行に移し、共に発展し繁栄する道を歩まなければなりません。

2020年は中日文化スポーツ交流推進年でもあります。東京五輪・パラリンピックの開催をきっかけに、中日両国の民間交流を通して、中日の新時代を切り開こうと思います。

貴センター並びに会員企業の皆様におかれましては、中日関係発展のチャンスを掴み、今後ともご自身の影響力を発揮し、両国の友好交流と互恵協力、そして新時代に相応しい中日関係に積極的な役割を果たしていただくことを期待しております。

結びに、貴センター並びに会員企業のますますのご発展と皆様のご健勝を心より祈念し、年明けのご挨拶とさせていただきます。

2020年会員賀詞交歓会のご案内

【開催要項】 日 時：2020年1月17日(金) 12:00～13:00
会 場：名古屋観光ホテル 3階 那古の間 形 式：立食パーティー
会 費：お一人様 5,000円(当日受付にて申し受けます)

2019中日経済交流懇談会が開催

12月5日、名古屋市内のホテルにて2019中日経済交流懇親会が中華人民共和国駐名古屋総領事館の主催、当センターの共催で、講演会と交流懇親会の二部構成で行われ、約120名が参加した。

【第一部 講演会】

冒頭に孫志勇・中華人民共和国駐名古屋総領事館副総領事が主催者を代表し挨拶した。

続いて、宋耀明・中華人民共和国駐日本国大使館経済商務公使が、「中日経済協力の現状と展望」と題し講演を行った。要旨を下述する。



講演する宋耀明公使

「本日は、ピンボン外交の発祥地である名古屋で、講演する機会を得て、大変嬉しく思う。東海日中貿易センターは中部地区の代表的な対中経済貿易促進団体として、長年にわたって多大な貢献をされてきた。これまでの両国関係の改善・発展を推進するために尽力された事に対し感謝する。

現在の中日関係は正常な軌道に戻っており、発展の改善を行う良い状況となっている。中日両国間では習近平国家主席が来春に訪日することを原則として合意した。中国の国家元首が正式に訪日するのは実に12年ぶりであり、中日経済貿易協力の質を高める貴重な機会となるだろう。今年は中華人民共和国成立70周年であり、この間に中国は経済的、文化的に立ち遅れた国から、世界第二位の経済大国に成長し、閉鎖から開放、貧困から小康への飛躍を実現し、今では世界経済の成長を促進するための重要なエンジンとなった。中国と日本はともに世界の主要経済国であり、アジアにとっても重要な国であり、中日経済協力は質と効率を改善する新たな機会に直面している。

双方は、両国指導者が同意した重要なコンセンサスを実施し、伝統的な分野で相互に有益な協力を強化し、新しい分野での経済貿易交流を拡大し、「一帯一路」の枠組みの下で第三国市場を積極的に開拓すべきである。また、保護主義と反グローバリゼーションが台頭する下で、中国と日本は、貿易と投資の自由化と円滑化を促進し、正しい方向でのグローバル経済ガバナンスシステムの改革を促進するために協力すべきである。中国は今後も対外開放を推し進め、魅力的な投資とビジネス環境を構築する。

日本の中部地区は製造業の中心地であり、中国との協力の強固な基盤を持っている。中部地区の企業がこのチャンスを生かして、対中投資や技術協力を積極的に行われることを願っている。」

【第二部 交流懇親会】

冒頭、来賓の挨拶として、中部経済産業局・高橋淳局長より挨拶があり、続いて共催者を代表して当センター藤森利雄副会長(名港海運㈱代表取締役副会長)が、「この中日経済交流懇談会は、中国駐名古屋総領事館の主催、東海日中貿易センターの共催により2014年から開催されており、今回で6回目を迎えた。毎年、多くの経済界の方々にご参加いただき、実りある交流が行われている。本日は、時間の許す限り、交流していただき、有意義な懇談会にしていきたいと思います」と挨拶し、続いて乾杯の音頭をとった。



乾杯の音頭をとる藤森副会長

「2020年中国人事労務のトレンド」

～日中社会保障規定、外国人就労許可の現状、2020年昇給予測～

12月13日(金)、名古屋商工会議所ビル第1会議室にて、清原学・(株)名南経営コンサルティング人事労務コンサルティング事業部シニアコンサルタント、NAC名南(上海)人事コンサルティング部長(写真)を招き、標記セミナーを開催した。



講義は大きく3つのテーマで構成され、初めに「日中社会保障協定の詳細と企業の対応」として、今年の

9月に発効された日中社会保障協定の発効までの経緯、協定の概要、進出企業のすべき対応及び手続き方法等について解説。

続いて「外国人就労許可の現状」について、上海市における新任駐在員の不法就労認定リスクと回避方法、江蘇省における就労許可申請の動きについて、実例を交えて詳細な解説があった。

最後に「中国の景気動向と昇給予測」として中国経済の現状や日本の経済に与える影響などに触れながら、2019年の都市別最低賃金の紹介し、2019年～2020年の昇給率について、中国系企業や、日系企業といった企業別、また業種別の昇給率の予測が紹介された。また、同時に賞与の支給率についても直近3年の傾向から来年の予測が示された。

当日は33名が受講した。

2020年1月以降の行事案内

後援行事

「中国進出企業にかかわる法律実務セミナー」

日 時：2020年1月9日(木) 13:00～16:00

会 場：愛知県弁護士会館5階「ホール」

講 師：王 穩 上海開澤法律事務所

パートナー弁護士

主 催：愛知県弁護士会

後援行事

「第14回名古屋中国春節祭」

日 時：2020年1月11日(土) 11:00～17:00

11:00～開幕式

12:00～祝賀会

会場：名古屋国際ホテル

2階 老松

12日(日)・13日(祝)10:00～17:00

会 場：名古屋市中区 久屋広場・エンゼル広場

主 催：名古屋中国春節祭実行委員会

共 催：中華人民共和国駐名古屋総領事館

賀詞交歓会

「2020年会員賀詞交歓会」

日 時：2020年1月17日(金)

12:00～13:00

会 場：名古屋観光ホテル3階 「那古の間」

参 加：5,000円/人

後援行事

「2019年度第3回公開研究会」

日 時：2020年1月25日(土) 14:00～18:30

会 場：中統奨学館ビル4階

講 師：鈴木 隆 愛知県立大学教授

達 志保 愛知県立大学講師

主 催：東海日中関係学会

会務報告

新入会員の承認

書面議決による臨時理事会を開催した結果、
12月20日(金)に理事会の承認があったものと
みなされ、下記2社の入会が承認された。

①Seed株式会社

経営内容：電子機器の企画、設計、開発、

製造、販売及び輸出入。

②中汽動力(瀋陽)有限公司

経営内容：内燃機の開発、製造、販売、
技術サービス。

交流記録

＜蘇州市相城区人民政府＞

12月3日(火)、朱小海・蘇州市相城区人民政府副区長一行8名が当センターを訪れ、大野専務理事と石原業務グループ長、瀾瀾業務グループ担当が対応した。



蘇州市相城区は蘇州市の中心部に位置し、太湖と陽澄湖に面している。区内には蘇州北駅があり、上海虹橋空港まで約20分と利便性が高く、区内から自動車ですぐに5つの国際空港があり海外へのアクセスもしやすい。

同区内には、新たに蘇州(相城)中日スマート製造協力イノベーションエリアが設立され、日本のハイテク企業の誘致を目指しており、エリア内には日本語学校や国内最大規模の桜の公園なども建設予定ということであった。朱副区長は日系企業誘致のため直近1年間で4度日本を訪れ、東京と大阪では投資説明会を開催しており、来年は名古屋でも投資説明会を開催したいとのことであった。

大野専務理事からは「当センターの職員も蘇州市を訪問する機会が多いが、相城区については蘇州

北駅を利用したことはあるくらいで、その他の場所には訪れていない。東海地区の企業に同区の投資環境を伝えるために、まずは当センターの職員を派遣し、実際の環境を視察したい」と述べた。

朱小海 蘇州市相城区人民政府 副区長

何乃劍 〃 商務局 局長

羊一飛 〃 人民政府外事弁公室 主任

王蓓蕾 中国共産党蘇州市相城区黄橋街道
工作委員会 書記

周建国 蘇州市相城区望亭鎮人民政府 鎮長

許明娟 蘇州高鉄新城科学技術商務局 副局長

奚嘉樺 蘇州市相城区商務局 招商專員

葛睿思 蘇州相城經濟技術開發区日本招商処

＜上海市外国投資促進センター＞

12月4日(水)、衛旻・上海市外国投資促進センター日本代表事務所代表(写真)が当センターを訪れ、大野専務理事と瀾瀾業務グループ担当が対応した。

上海市外国投資促進センターは上海市商務委員会

の下に属する機関で、外国企業の誘致、マッチングなど実務的なサービスを提供している。衛代表からは「中国人が観光などで日本で気に入った物や



サービスを、帰国後に上海市内でも享受したいという要望が多く、今後も増えていくだろう」と述べ日本のサービス業が続々と上海に進出していることを紹介した。製造業の企業誘致に関しては企業の研究センターなどを積極的に誘致する政策を進めているとのことであった。

大野専務理事からは「中国企業が力を付けてきたことで、今後は日中両国の企業同士の提携などが増えていく流れがあり、日本の持つ海外ネットワークを利用して第三国で提携などの動きが実際にある」と述べ、今後の同市との協力方法について、意見を交わした。

<佛山市南海区>

12月4日(水)、伍慧英・佛山市南海区経済促進局局長一行6名が当センターを訪れ、大野専務理事と中村業務グループ課長、瀨瀬業務グループ担当が対応した。



伍局長から、今年は良好な日中関係が投資を促進させており、日本で開催した誘致説明会も盛況で、投資誘致の結果も出てきていると報告があった。また、2020年1月8日(水)に「南海区2020年日商新年会及び中日企業交流会」、9日(木)に現地環境視察を開催するとのこと、ご案内を受けた。

来年2月には、当センターが派遣する中国自動車産業視察団が南海区を訪問することで視察先への手配など、これから具体的な打ち合わせに入る。

梁副局長からは、三龍湾南海片区の概要を、杜副鎮長からは、南海区里水鎮の状況について紹介を受けた。

伍慧英 佛山市南海区経済促進局局長
梁桂雄 佛山三龍湾南海片区建設局副局長
李樹青 佛山市南海区科学技術局副局長
杜柏盛 佛山市南海区里水鎮人民政府副鎮長
梁素鳳 佛山市南海区経済促進局投資促進科

副科長 日本PJ担当
劉嘉琪 佛山市南海区経済和科技促進局
投資促進科 日本PJ担当

<中国商務部>

12月6日(金)、李成鋼・商務部部長助理一行6名

及び宋耀明・中国駐日本国大使館公使(経済商務)、孫志勇・中国駐名古屋総領事館副総領事ら4名との晩餐会を当センターと豊田



通商(株)で開催し、当センターから、小澤会長、藤森副会長、大野専務理事兼事務局長、中村業務グループ長が出席した。

10月に中部経済界訪中団が、商務部を訪問した際、李部長助理と会見しており、1カ月半ぶりの再会となった。

李成鋼 中国商務部部長助理
羅曉梅 ヶ 亜洲司副司長
韓 勇 ヶ 合作司副司長
尹 剛 ヶ 亜洲司一級調研員
馬 連 ヶ 弁公庁副処長
陳逸景 ヶ 亜洲司幹部(通訳)
宋耀明 中国駐日本国大使館公使(経済商務)
申 宇 ヶ 經濟商務參贊処一等書記官
孫志勇 中国駐名古屋総領事館副総領事
岳 倩 ヶ 領事アタッシュェ

<大連市应急管理局>

12月10日(火)、張福久・大連市应急管理局党組書記一行6名が当センターを訪れ、大野専務理事が対応した。

ここ数年における、化学工場の爆発事故や自然災害などの防災管理を図る為、18年に应急管理局が設立され、大連市では、今年1月に設立された。

張書記から、安全管理、消防、地震、炭鉱、災害救済管理、洪水、干ばつ、森林火災、土石流対策などを一括管理する部門で、市民の安全を図る

張福久	大連市应急管理局黨組書記
連正東	甘井子區应急管理局局長
包周礼	大連市金普新区应急管理局局長
宋常輝	大連市应急管理局副局長
唐福軍	大連市应急管理局國際交流担当
陳美剛	大連市人民政府外事办公室二級调研员

陳才坤氏は、これまで煙台市招商局の立場で、センターと交流を続けてきたが、煙台国豊投資ホールディングス有限公司の副総経理となり、同社の煙台駐日本経済合作センター首席代表として、東京に常駐することになった。



陳才坤	煙台駐日本經濟合作センター首席代表
金光日	〃 代表
牟晋朋	〃 代表
劉偉男	東洋楽商(株)取締役副社長

A photograph of three women sitting at a dark wooden table in a meeting room. The woman on the left is wearing a black turtleneck and glasses, looking towards the camera. The woman in the middle is wearing a black blazer and has her hands on a laptop. The woman on the right is wearing a light pink jacket and glasses, looking towards the camera. There are papers, a laptop, and a small white cup on the table.

張曉傑	煙台高新区国際産業協力推進センター 主任	
陳方英	〃	副主任
張玉倩	〃	課長

<北京真友堂国際技術発展有限公司>

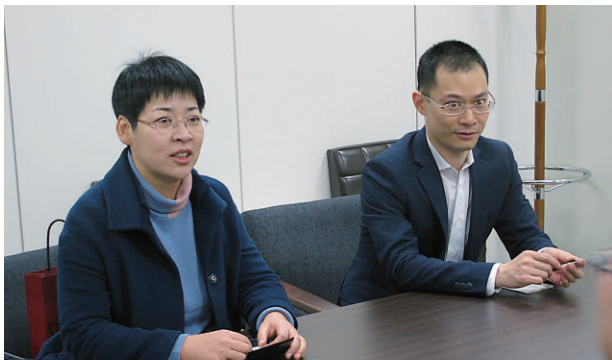
12月16日(月)、白文花・北京真友堂国際技術発展有限公司総経理が当センターを訪れ、大野専務理事と石原業務グループ長が対応した。

これまで同公司とは定期的に交流を行い、それぞれの情報交換を行っている。また以前には当センターが開催した中国の環境保護に関する講演会で、白総経理に登壇いただいたり、同社の纏めた調査レポートの代理販売等を行った事がある。

今回白総経理より、当センター会員企業向けに何か協力ができないか提案があり、本会報誌や毎週水曜日に配信しているメールマガジンを活用した協力について今後更に検討して行くこととなった。

<常熟国家高新技术産業開発区>

12月18日(水)、梁紅梅・常熟国家高新技术産業開発区招商局副局長一行2名が当センターを訪れ、大野専務理事と石原業務グループ長、瀨瀬業務グループ担当が対応した。



梁副局長(左)と顧副科長(右)

同区は、当センターと業務提携をしている開発区で、長期的な協力関係にあり、毎年交流を行っている。

梁副局長によると、現在常熟市に進出している日系企業は約250社、うち、同区に進出している日系企業は80社を超えた。また日本企業を対象として同区内で開発が進む「中日イノベーション合作園」を中心に、自動車部品、半導体、人工知能等企業の誘致を行っていることが紹介された。続いて、常熟は長江デルタ地域の中で、水素エネルギー産業の発展が最も進んだ都市となっており、今後は新エネ車及び部品企業の誘致に協力を依頼された。

また当日は大野専務理事兼事務局長から、今年の業務活動や対中ビジネスの動向などについて紹

介し、梁副局長、顧副科長と次年度の取組について意見交換を行った。

梁紅梅 常熟国家高新技术産業開発区
招商局副局長

顧 磊 副科長

<広東省惠州市仲愷高新技术産業開発区>

12月20日(金)、扈偉・仲愷高新区管理委員会副主任一行5名が当センターを訪れ、大野専務理事と石原業務グループ長、瀨瀬業務グループ担当が対応した。



廖仲愷の子である廖承志の直筆画の前で

扈副主任によると、仲愷ハイテク区は1992年に設立し、中国近代民主革命の先駆者である廖仲愷氏の生まれ故郷であることから、「仲愷」と名付けられた。同区は広東省惠州市にあり、面積は500 km²、人口50万人を有す。香港、深圳、広州へのアクセスが非常に便利で、ソニー、ダイキン、AGC等日系企業が15社進出している。今後は人工知能や新エネルギー等新興産業の誘致に力を入れたいとの事で、来年は当地区で企業誘致説明会を行い、知名度を上げたいとの事で、今後当センターとの協力関係を更に深めたいと要望があった。

扈 偉 仲愷高新区管理委員会副主任
区経済發展局局長

北 如 東江科技园管理委員会副主任

叶永寧 科技創新局副局長

黄燕萍 經濟發展局投資促進センター
副主任

陳 怡 大數據・信息センター副主任

愛知県経済産業局が中華人民共和国山東省工業・情報化庁と 経済交流に関する覚書に調印

12月5日(木)、愛知県経済産業局と中華人民共和国山東省工業・情報化庁と経済交流に関する覚書調印式及び企業交流会が開催され、当センターから大野専務理事兼事務局長と中村業務グループ課長が出席した。

はじめに大村秀章・愛知県知事と汲斌昌・山東省工業・情報化庁庁長が挨拶した後、伊藤浩行・愛知県経済産業局長と汲斌昌・山東省工業・情報化庁庁長との間で覚書が締結された。

締結の要旨は下記の通り。

- ・双方は、相互訪問や展示会等を通じて、双方の産業交流・協力のニーズ等に関する情報を共有する。

- ・双方は、相手方が、技術・人材交流、人材育成、情報提供等の経済交流事業を実施する場合、可能な限り協力する。

- ・双方は、相手方地域の企業等による自地域での活動、投資について、必要な情報提供を行うなど、可能な限り協力する。

山東省は、中国の中でも人口第2位、GDP第3位を誇る地域で、中部国際空港と済南、青島、煙台



左から李領事、汲庁長、伊藤局長、大村知事の3都市との直行便が就航するなど、人の往来も活発になっている。

当日は、山東省から多くの企業が参加し、県内からも山東省に進出している企業が参加して交流会が進められた。

当センター会員も青島、煙台、威海など山東省内に複数社が進出しており、センター自身も山東省政府、煙台市、日照市などと業務提携していることもあり、今回の愛知県と山東省の覚書締結を契機として更に経済交流が進展することに期待したい。

2020年の中国の法定休日

国務院弁公庁は、2019年11月21日に「2020年の一部の祝祭日手配に関する通知(国弁発明電[2019]16号)」を公布した。本通知による2020年の法定休日は下記の通り。

休日名	休日期間	備考
元旦	1月1日(水)	計1日
春節	1月24日(金)～30日(木)	計7日 1月19日(日)、2月1日(土)は振替出勤
清明節	4月4日(土)～6日(月)	計3日
労働節	5月1日(金)～5日(火)	計5日 4月26日(日)、5月9日(土)は振替出勤
端午節	6月25日(木)～27日(土)	計3日 6月28日(日)は振替出勤
中秋節 国慶節	10月1日(木)～8日(木)	計8日 9月27日(日)、10月10日(土)は振替出勤

西安駅税関及び西安郵便局税関が正式に開業

12月11日、西安税関に所属する「西安駅税関」及び「西安郵便局税関」がそれぞれ開業し、西安市の「陸、空、郵便」の全体をカバーする開放的税関メカニズムが実現し、西安市の全方位の開放に重要な役割を果たすこととなった。



西安駅税関は、主に西安鉄道コンテナセンターステーション、西安総合保税区内における各種税関管理業務を担う。管轄する2つの区には、中鉄聯合国際コンテナ有限公司西安税関監督管理区、西安鉄路口岸完成車輸入監督管理区、西安国際港務区越境EC監督管理センター及び輸入肉類指定管理監督地等が設けられている。

一方、西安郵便局税関は、西安市に限らず、陝西省全域における国際郵便貨物、物品、印刷物、オーディオビジュアル製品及びその他郵便物の監督管理、検査検疫の任務を担うことになる。

これまで、西安税関は陝西省の外向型経済による発展に貢献すべく、輸出入に関する検査検疫の職責を強化してきた。今回、上記2つの税関が開設されたことによって、西安市及び周辺地区の貿易企業及び一般大衆の税関業務手続が大幅に簡素化され便利になった。

因みに、2019年1～10月における西安駅税関が監督管理した中欧班列(長安号)は1,700便を突破しており、その積載率や満載率は全国でも首位となっている。またこれまでに輸入した食料(穀物)は3.5万トン、輸出入完成車は1.5万台となり、西安郵便局税関で取り扱った国際クーリエは256万件を突破した。

西安の今後3年の経済発展方案が発表される

11月27日、西安市で政府主導の会議が開催され、2020年から2022年における西安市の経済発展の方案が公布された。その中で交通、情報ネットワークの構築等を行うとして、今後3年間で下記建設プロジェクトが行われることとなった。

- ①空港第3期工事、高速鉄道ネットワーク、市内交通システム、高速道路等建設の25プロジェクトに3,224億人民元を投資する。
- ②国際合作産業園区、国際展示場、物流園区等プラットフォーム建設の23プロジェクトに746億人民元を投資。
- ③現代物流、文化・観光、eコマース、現代金融等産業の発展に29プロジェクト、1,935億人民元を投資。



また3年の間に構築するネットワークとして、①2022年までに国際旅客便を100路線、貨物便を40路線に拡大し、西安空港の国際線就航都市を75都市以上にする「航空輸送ネットワーク」、②西安から銀川、延安、武漢、重慶への高速鉄道建設を行う「鉄道(軌道)交通ネットワーク」、③2022年までに西安市内の高速道路を800キロ以上にする「高速道路ネットワーク」、クラウド、ネット等インフラ施設を発展させる「インテリジェント情報ネットワーク」が計画されており、今後益々発展すると期待されている。

レポーター



東海日中西安デスク
代表 賈育林
(西安国際港務区
投資合作促進局 局長助理)

滄州デスクNEWS

この度、東海日中滄州デスクを担当することとなりました「滄州市対日招商センター」副主任の李平と申します。今後毎月皆様に河北省滄州市に関する情報、「滄州デスクNEWS」をお届けさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。

＜河北省滄州市の概況＞



滄州市は河北省の東南部に位置し、渤海に面しており、北京市まで200km、天津市まで100km、河北省の省都石家庄市、山東省の省都済南市までいずれも220kmの距離で、国家プロジェクトとして世界的に注目されている「雄安新区」に隣接しており将来的に大変有望な都市です。

滄州市全体の面積は1.4km²、人口は780万人で、2つの区、4つの県級市、10の県、渤海新区、滄州経済技術開発区、滄州ハイテク区を管轄しています。

滄州市は環渤海地区における重要な港湾都市で、黄驊港(こうかこう)を有しています。国家の重要な化学工業及びエネルギー保障基地に位置づけられており、また京津冀(北京・天津・河北)都市圏、環渤海経済ベルトにおいても重要な都市となっています。

現在、滄州には北京/上海、北京/九龍(香港)等8つの主要幹線鉄道、北京/上海、天津/汕頭等7つの高速道路が通じており、高速鉄道を使えば、北京まで51分、天津まで20分で行くことができ、最近開港したばかりの北京大興国際空港へは車で1時間ほどと大変便利なロケーションです。

また、滄州は優秀な人材が豊富であることも有名で、自動車製造、食品加工、衣料、バイオ・医薬、

電子情報等産業での人材需要に応じることができます。

滄州市はまだ知名度が低いですが、魅力に満ちた都市です。

＜滄州市対日招商中心について＞

滄州市対日招商中心は、滄州市政府を代表し、日本との経済交流、文化交流、投資誘致、専門技術人材の受入等の業務を行っています。主な業務は①滄州市の政府、団体、企業からなる代表団を組織して日本へ行き、投資誘致説明会やビジネスマッチング会等を開催する。②日本の各種団体等との協力関係を強化し、多くの日本企業が滄州市を訪れ、滄州市の地理的優位性、良好な投資環境、投資政策を理解してもらうよう宣伝活動を行う。③滄州市企業を組織して日本で行われる展覧会等に出展・参加することです。東海地区企業の皆様には是非とも滄州へお越しいただき、その優れた投資環境及び投資政策を理解していただきたいと存じます。

黄驊港 1-10月の取扱量が全国第10位に



黄驊港コンテナターミナル

「黄驊港総合企画(2016-2035年)」が認可されたことにより、港湾の新規建設、改造、拡張等工事が積極的に行われており、これまでに366.53億人民元が投資された。

その結果、今年1月から10月迄の黄驊港の貨物取扱量が2.39億トンとなり、沿海主要港の第10位に躍進した。

レポーター



東海日中滄州デスク
代表 李平
(滄州市対日招商中心
副主任)

事業縮小(リストラ)のやり方と留意点

(株)アウトバウンド・マネジメント 代表取締役 日上 正之

1. 労働契約終了の方法

中国から何らかの方法で撤退を行うにあたり、最も重要な問題であり再編手続きの中で一番厄介なのが、事業縮小(リストラ)と言えます。人の問題を乗り越えずして、完全な撤退は望めず、最優先は人の処理の対応であると言っても決して言い過ぎではありません。日系現地法人としても、事業縮小をスムーズに進捗させるための事前検討に当たり、非常に多くの時間と手間を消費することが多いと言えます。

具体的な事業縮小の方法には、以下の4つの方法が考えられます。

①経済裁員(整理解雇＝経済性リストラ。一定人数以上の解除)《労働契約法第41条》要件としまして「削減する人員が20人以上であるとき、又は20人に満たないが企業員総数の10%以上」で以下に列挙される場合に限ります。

- (1)企業破産法の規定に従い更生を行う場合
- (2)生産経営に重大な困難が生じた場合
- (3)企業の生産の転換、重要な技術革新又は経営方針の調整により、労働契約の変更後もなお人員削減の必要がある場合
- (4)その他、労働契約の締結時に拠り所とした客観的経済状況に重大な変化が生じたため、労働契約の履行が不可能となった場合

手続きとしては、(i)30日前までに工会又は全従業員に対して状況説明・意見聴取し、(ii)行政部門への報告を行う必要があります。しかしながら、労災、疾病、妊娠・出産期の女性従業員等、一部の従業員を解除することはできません。

②予告解雇(客観的状況の重大変化による個別解除で1人からでも適用可)《労働契約法第40条第3項》

要件としては、①労働契約締結時に根拠として客観的状況に重大な変化が生じたことにより労働契約を履行することができなくなったこと、②労使協議を経ても労働契約の内容変更に合意できない場合となります。なおこの場合は30日前の通知、もしくは1ヶ月分の賃金の支払いが必要とされています。しかし条文上の要

件が曖昧であるため、労働契約や就業規則で具体的な定めをしておくことが望ましいです。

③解散解雇(会社が早期解散を決定した場合)《労働契約法第44条第5項》

会社が早期解散を決定したことが必要になります。この決定は株主会(又は董事会)の決定を指します。一方的に労働契約を終了させることは少ないです。

④合意解除(個別の合意解除)《労働契約法第36条》後あとのリスクを避けるという意味では最も使用される方法と言えます。

これらのような法的要件を充足しない場合、企業側は2倍の経済補償金を労働者から要求される場合がほとんどです。一方、要件を満たしているのに2倍を要求し続けるような労働者に対しては、不合理な要求に付き合うのではなくその要求を(衝突の形ではなく)毅然として拒絶するという対応が必要な場合もあります。

2. 経済補償金の計算方法

従来の労働法でも従業員補償に関しては言及されてはいましたが、2008年1月1日から施行された労働契約法では一層の弱者保護の立場から明記されており、使用者が繰り上げ解散を決定した場合、労働契約は終了することとなり(労働契約法第44条第5項)、使用者は経済補償金を支払わなければならなくなります(労働契約法第46条第6項)。

経済補償金とは労働契約の終了時点において会社側が従業員に対して支払う補償費用を言い(退職金見合い)、労働契約法では以下のように定めています。(労働契約法第47条第2項)

(1)労働者の当該会社における勤務年数1年ごとにつき、1カ月相当の賃金を支払う。

6か月以上、1年未満の場合には1カ月で計算し、6か月未満の場合には0.5カ月分の給与の経済補償を行う。【1】

(2)労働者の月賃金が、会社の所在する直轄市、区を設置するレベルの人民政府が公表する当該地区における前年度の従業員月平均賃金の3倍を超える

場合にはこれを上限とし、当該労働者に支払う勤務年数の上限は最長で12年とする。3倍以下の場合には、前年度の従業員月平均賃金を基数とし、勤務年数の上限はありません。

さらに、経済補償金の計算は、従業員との労働契約締結日が、(ア)2007年12月31日以前(労働契約法施行前)であるのか、又は(イ)2008年1月1日以降であるのかによって、計算方法が異なります。

(ア)2007年12月31日以前の勤務期間は当時の関連方法に基づき、2008年1月1日以降の勤務期間は労働契約法に基づいて、言わば分断計算を行います。計算基数に上限はありません。

(イ)2008年1月1日以降の勤務期間は労働契約法に基づいて、計算します。計算基数に上限があります。

基本的に経済補償金は、労働契約法の歴史から見ても日本の「退職慰労金」とは異なり、通常の会社では従来負債勘定には計上していない言わば会計上は「見えざる負債」であり、会社内部で引き当てているものではありません。【2】

経済性リストラ(解雇)を実行する場合には、解散するに至った会社事情を十分従業員に説明するとともに【3】、労働紛争(ストライキ)にならないように事前に「企業の従業員に関する労働関係の状況説明」を地方政府である労働局、総工会(工会の上部組織)、公安、対外経済貿易発展局、税務局(国税局、地方税局)等に①事前の根回し及び②実行直前には正式の事前承認を取っておく必要があります。

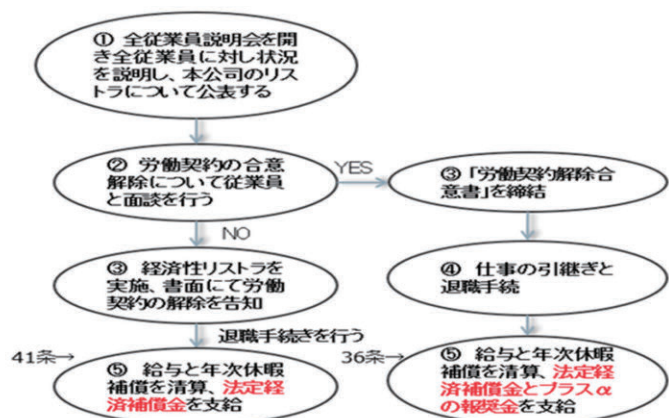
解雇を円滑に進めるためには、経済補償金の法定額に上乗せした「プラスα」としての額外報奨金(インセンティブ)を支払うのが、極めて一般的な対応となってきました。また、経営陣側に付き最後まで行動を一緒にする「キーマン」は当然のことながら「一般従業員」とは報奨金支払内容に区別が必要になり、実行前に彼等と事前相談を行う必要もあります。

この背景には、労働契約法第36条の規定により、従業員が対象会社と合意によって労働契約を懐柔することに応じ、かつ合理的期間内に会社と「労働契

約合意解除協議書」を締結した場合に、従業員に対して第41条の法定経済補償金に加え、プラスαの額外報奨金を支給する|という前提で従業員と交渉するのが通常です。またプラスαに関しては日系企業としての現地相場や近隣企業相場にも左右されますが、法定経済補償金に加え「プラス3」から「プラス4」と言ったラインが平均的な相場となっております。【4】

裏返せば、従業員が労働契約の合意解除(労働契約法第36条)に応じない場合には、現地会社は労働契約法第41条の規定により従業員と労働契約を解除することができます。またこの場合、法定経済補償金は支給しますが、プラスαの額外報奨金は支給しません。一般的に実務上は労働契約解除合意書を締結し、法定をそれなりに上回る経済補償金を支給するケースが多いと考えられます。これらフローは以下の図1にて明示します。

図1



なお、経済性リストラを提唱している労働契約法第41条に規定されている「20人以上の人員削減、又は20人に満たないが企業の従業員総数の10%以上の人員削減が必要なときは、企業は30日前に工会または従業員全員に対して状況を説明し、工会又は従業員全体の意見を聴取した後、人員削減案につき労働行政部門の届出を経た後、人員を削減することができる。」と言う明文は会社解散の場合には適用されないため、30日前に工会または従業員への説明を必要とはしませんので留意が必要です。《労働契約法第44条第5項》

また経済性リストラを円滑に進めるためには、対

1 2007年までの労働法では、1年未満の勤務年数の取扱いに関して、6カ月未満は0カ月とし、6カ月以上1年未満は1カ月分の給与として計算されます。三項基金として負債認識されている「従業員福利奨励基金」等とは、全く異質のものです。
2 重要なキーマン、工会(労働組合)主席、次に重要なキーマン、など段階を踏み、時間を掛けた説得を行うことが必要です。関連政府当局にも、リストラの正当性を説明する書面を作成し、承認確認を入れる必要があります。
3 当然少なければ少ないほど良いと言うのが会社側の本音ですが、最低ラインでも実質的に「プラス2」相当の金額の上積みは必要と思われます。実際には上には上があり、今まで弊社で取り扱った事例では「プラス12」とかといった上積みを支払った事例もあります。

象会社に「工会」が存在していなければなりません。昨今は日系企業に独資企業が多く工会がない場合も多いです。その場合には経営陣と労働者側とを繋ぎ交渉の橋渡しする機能としての組織が存在していないこととなり、支障となります。したが、そのような場合には再編に着手した時点で現地会社内に工会を可及的速やかに設置しておいた方が得策と言えます。【5】

なお、下記に該当する従業員は41条解雇の対象外になります。

- 職業病の恐れのある作業に従事したが当該作業を離れる前の職業健康診断を受けていない者或いは職業病の疑いのある者が診断中又は観察期間にある場合
- 法定の医療期間中にある場合
- 妊娠、出産、哺乳期間にある場合
- 当該会社で連続して15年勤務し且つ定年まで5年未満の者
- 工会主席
- 派遣社員や労務工

3. 事業縮小の具体的な進め方

最近では日系企業側が従業員整理のための事業縮小を法令に則ってきちんと行わなかったケースの報道も漏れ聞こえてはいますが、撤退を行わないまでも取り急ぎ事業縮小を行うことで現地事業を継続していると言う日系企業が大半であると思われます。

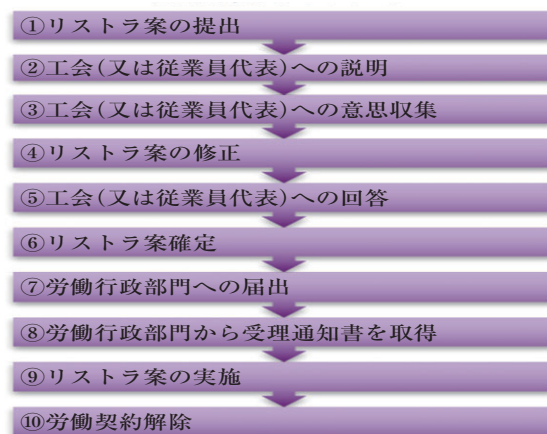
事業縮小を行うにあたり、骨格にある法令は労働契約法第41条の経済性リストラであるので、その手順については以下のとおり進捗させることになります。

- 労働契約法第41条の規定に従い、今回実施するリストラの法定原因を明確にする。

- 削減予定の従業員人数及び比率が、リストラの条件を満たせるかどうかを確認する。
- リストラ案を策定する。
- 工会または従業員全体に状況説明を行う。
- 工会又は従業員の意見を聴取し、同時にリストラ案をめぐる協議を行う。
- リストラ案の修正。
- 1ヶ月経過後、労働行政部門に報告し、必要書類を提出する。
- 労働行政部門から受領を証明する文書を受け取る。
- 最終的なリストラ案を公布し、リストラを実施し、労働契約解除合意書を配布し、対象従業員に対して経済補償金を支払う。
- なおリストラ実施の前にキーマン等との事前交渉を完了しておく必要がある。

以下を図に示すと、図2のとおりです。

図2 労働契約法第41条 経済性リストラ



最後にあくまで事業縮小を実施するまで及び実施してからも、現地従業員との頭脳戦及び情報戦であるので、企業側としても自社単体での判断で動くのではなく経験値の高い専門家(中国人弁護士及び日本人専門家)と共同チームを組成し真摯に対応してゆく必要があると思われます。

5 一般的には僅少な金額ながら工会費用の天引を嫌い、工会を設置していない会社が多いです。



<執筆者プロフィール>

(株)アウトバウンド・マネジメント代表取締役 ^{ヒカミ} 白上 正之

青山監査法人プライスウォーターハウス(現PwCあらた有限責任監査法人)に入所後、国際税務チームに所属。国際事業開発室を経て、プライスウォーターハウス香港事務所に出向。さらに1993年に設立後間もない同上海事務所の「初代日本人駐在員」となり、日系企業クライアントゼロの段階から200社超のレベルに立上げ、PwC上海事務所日系企業部の礎を構築する。帰国後はEY税理士法人(取締役)、KPMG税理士法人(ディレクター)、さらに法務・会計・税務のワンストップサービスを目指しキャストコンサルティング取締役・代表取締役社長(上海董事長)を経て、アウトバウンド・マネジメント代表取締役社長。国税庁税務大学校、東京国税、大阪国税他札幌、仙台、金沢、名古屋、熊本国税局等の元非常勤講師。

〈中国短信〉

◆ビジネス環境最適化条例公布へ

中国国務院は10月23日、企業のビジネス環境を改善するための「ビジネス環境最適化条例」を2020年1月1日に施行すると発表した。

条例は72条から構成され、公正な市場競争の保証、外資企業への平等な待遇、知的財産権保護の厳格化、更に地方政府などによる法律根拠のない経費徴収や一方的な契約の変更などを禁止することなどが条項に盛り込まれた。

中国は知的財産権の侵害や技術移転強制の問題で米国や日本などに長らく法整備の要求をされており、今回ようやくそれらの項目が明文化されたが、中国側は技術移転などに対しては一貫して「強制したことはない」というスタンスであり、実効性については極めて不透明である。

10月11日の米中貿易協議で米中両国が一部歩み寄りを見せる中、「市場の透明化」を盛り込んだ条例の制定により、貿易交渉のカードにしたい中国側の思惑も見える。

◆1～9月の個人可処分所得、トップは上海

中国国家统计局はこのほど、31省市区の第1～3四半期(1～9月)の1人当たり可処分所得を発表した。可処分所得とは個人所得から税金や保険料などを差し引いた残金で自分の意志で使える部分を指し、個人購買力を測る際の一つの目安となる。

トップは上海の52,292元(月平均5,810元)で、2位の北京から9位の遼寧までが国内の平均値を超える結果となった。一方、月平均で2,000元を割る(上海の約3分の1)地域は吉林、山西、広西、黒龍江、河南、寧夏、青海、雲南、貴州、新疆、甘肅、チベットの12地域となり、地域格差が顕著となった。

◆広州交易会が閉幕、成約額は293億ドル

広州市にて、中国最大規模の見本市である中国輸出入商品交易会(通称：広州交易会)が、10月15日～11月4日に開催された。

今回は18年秋季より2%少ない18万6,015人のバイヤーが来場、出展企業約2.5万社との間で商談が行われた。バイヤー上位10ヵ国・地域は上位から

香港、アメリカ、インド、タイ、韓国、ロシア、台湾、日本、マレーシア、インドネシアの順だった。

成約額は292.9億ドルと18年秋季より1.9%減となった。成約額の内、電機製品が159.4億ドルと全体の45.4%を占め、軽工業製品が72.2億ドル(同24.7%)、繊維・アパレルが16.8億ドル(同5.8%)だった。今回、輸入展には38ヵ国・地域642社が出展する中、日本からは大阪・福岡などの食品企業など15社が出展を果たした。

今回の春季は2020年4月15日からの開催予定。

◆アリババ「独身の日」の売上高 4兆円超え

中国ネット通販最大手のアリババは、独身の日とされる11月11日に開催した24時間限定特別セール「Global Shopping Festival」における取引総額が、前年比25%増の2,684億元(約4.1兆円、約383億ドル)に達したと発表した。

取引総額とは、アリババが運営するECサイトのT-mall(天猫)、タオバオ(淘宝网)などのマーケットプレイスにある商品をスマホ決済アプリ「アリペイ」で購入した総額を指す。日本のEC大手・楽天の2018年度(2018年1～12月)の国内ECの取引総額が3兆4,310億円であることから、「独身の日」1日分の売上高が楽天の1年分を上回っているという状況だ。

ネット通販2位の京東(JD)もすでに恒例となった11月1日から11日までのロングセールを実施し、総取引額で2,044億元(約3.1兆円)と前年同時期開催の1,271億元(約2.1兆円)から大幅に伸びた。中国ネット通販業界でシェア58%のアリババ、16%の京東2強がいずれも存在感を示す結果となった。

今回のセールにあたり、中国経済の減退に伴う消費者の買い控えが懸念されていたが、不動産などの高額商品の導入、24回分割払いの金利負担ゼロ、更にはクレジット機能の貸出上限額の引き上げなどによる消費者の購買意欲を高める取り組みが功を奏し、過去最高の売上高に繋がったようだ。

本来、11月は国慶節と春節の間で消費のボトム期であったが、アリババが消費刺激策として2009年から独身の日になんだ特別セールを仕掛けたことをきっかけに11月11日はネットでモノが最も売れる日として定着した。今年は200余りの国・地域から2.2万社の海外ブランドがアリババ運営のマーケットプレイスに出展したという。

◆第2回中国国際輸入博覧会が閉幕

11月10日、第2回中国国際輸入博覧会が閉幕した。中国初の輸入に特化した見本市で、海外から約181ヵ国・3,800社が出展し、中国の地方政府・企業のバイヤーに各国の先端技術やサービスを売り込み、訪問者数は延べ91万人に達した。

会期中の成約高(意向含む)は前年比23%増の711億ドル(約7.8兆円)に達し、同月4日に閉幕した中国輸出入商品交易会(広州交易会)の輸出成約高299億ドルの2倍を超える規模となった。日本からの出展は371社・団体に達し、2年連続で国別の最多出展数となった。

第3回開催は募集が始まっており、すでに230余りの企業が出展を表明している。

◆外資の情報公開を厳格化 「外商投資情報報告弁法」

中国商務部は11月8日付で「外商投資情報報告弁法」(中国語原文:外商投資信息報告办法)のパブリックコメントを公示した。中国にある外資現地法人の根拠法である「外商投資法」が20年1月から施行されることに合わせ、同弁法も同時に施行が予定されている。意見の募集期間は19年12月2日まで。

同弁法は、商務部が新たに立ち上げる外資企業の情報公開サイト「外商投資情報公示プラットフォーム(中国語原文:外商投資信息公示平台)」での情報公開を求めている。情報公開が遅れた場合には当局からは是正が求められ、是正に応じなかった場合には罰金が科され、信用失墜リスト(中国語原文:失信名单)、すなわちブラックリストとして公表される。なお、ブラックリストに入っても、年間報告を続ければ除外されるとしているが、履歴までが消去されるか、すなわち「忘れられる権利」まで保障しているかは未知数。

中国においては、2014年10月1日に「企業情報公示暫定施行条例」が施行されたことを受け、外資・内資を問わず全ての企業が社名、株主、資本金、住所、役員(董事、監事)、分公司設立などの登記事項の変更があった場合、政府の専用サイト「国家企業信用情報公示システム」(中国語原文:国家企业信用信息公示系统)に届出て、情報公開を行うことが求められている。このサイトは国家市場監督管理総局(旧国家工商行政管理総局)が立ち上げたもので、

商務部がこれとは別に情報公開サイトを立ち上げることから、外資系企業としては、情報公開作業・メンテナンスの負担が増す模様だ。

外資にはすでに2016年10月8日に公布・施行された「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定施行弁法」(中国語原文:外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法)に基づき、設立時及び変更時には届出が求められているが、情報公開までは要求していなかった。

同弁法が施行されると、外資現地法人としては情報公開により敏感にならざるを得ないと予想される。一方、商務部が新たに立ち上げる外資企業の情報公開サイトは、同業・仕入先・納入先にあたる外資の情報をより手軽に入手できるツールになるものと期待される。外資による合併・再編・買収・撤退などの情報拡散のスピードがより速まることも予想される。

◆福建省、最低賃金を引き上げ

福建省は、2020年1月1日から最低賃金を引き上げる。同省の改定は2017年7月以来となる。

現行五分類されている最賃額を改定後四分類にまとめる。思明区、湖里区など一類地区は5.9%増の1,800元、平潭総合実験区など二類地区は4.2%増の1,720元、三類地区が4.7%増の1,570元、四類地区が2.9%増の1,420元に引き上げる。

現在、月当たりの最低賃金が最も高いのは上海市の2,420元となっている。2020年以降においても、前回の改定から既に2年が経過している天津市、甘粛省、青海省、内モンゴル自治区などで近いうちに改正の可能性がある。

◆産業構造調整指導目録(2019年版)を発表

中国国家発展改革委員会は11月6日、「産業構造調整指導目録(2019年版)」を発表した。目録の改定は8年ぶり。目録は奨励類、制限類、淘汰類から構成され、目録に記載がない分野は許可類と位置付けられる。政府が実施する政策の土台となるもので、2020年1月1日から施行される。

目録では製造業の「品質向上」が重点に置かれ、自動車・家電、コンシューマー・エレクトロニクスなどの市場拡大、農村消費の振興、新たな消費の成長分野育成を促す内容となっている。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年 月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年11月	13,101	▲5.4	15,781	▲16.4	▲2,680	赤字縮小
2019年1-11月	132,688	▲8.5	168,931	▲3.9	▲36,243	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

11月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	63,822	100.0
	内 訳		
	アメリカ	12,116	19.0
	E U	6,892	10.8
	アジア	36,015	56.4
	うち中国	13,101	20.5
輸入	総額	64,642	100.0
	内 訳		
	アメリカ	6,884	10.6
	E U	8,350	12.9
	アジア	31,202	48.3
	うち中国	15,781	24.4

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

11月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	自動車	34.4	1.5
		1	有機化合物	▲33.0	▲1.9
	減少	2	自動車の部分品	▲16.4	▲1.0
		3	鉱物性燃料	▲49.4	▲0.8
輸入	減少	1	通信機	▲36.6	▲6.1
		2	衣類・同付属品	▲16.6	▲1.4
		3	電算機類(含周辺機器)	▲7.1	▲0.6

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年 月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年11月	2,599	▲4.8	19.8	1,795	▲18.4	11.4	804	黒字拡大
2019年1-11月	25,569	▲8.4	19.3	20,387	▲5.8	12.1	5,182	黒字縮小

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

11月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	15,252	100.0
	内 訳		
	アメリカ	3,674	24.1
	E U	2,267	14.9
	アジア	6,150	40.3
	うち中国	2,599	17.0
輸入	総額	8,185	100.0
	内 訳		
	アメリカ	731	8.9
	E U	1,206	14.7
	アジア	4,156	50.8
	うち中国	1,795	21.9

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

11月の主な増減品目

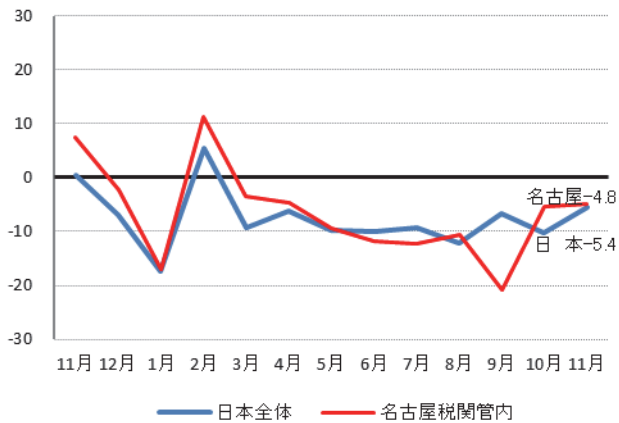
単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	重電機器	57.7	1.3
		1	自動車の部分品	▲14.6	▲3.5
	減少	2	半導体等製造装置	▲77.5	▲1.5
輸入	減少	1	衣類及び同付属品	▲54.9	▲3.3
		2	原動機	▲74.5	▲1.9

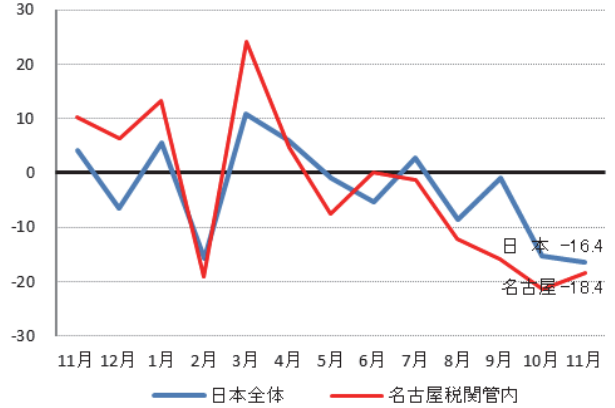
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

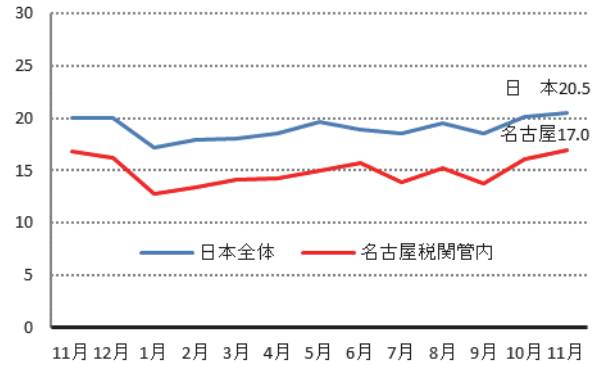
中国への輸出額の月別伸率(%)



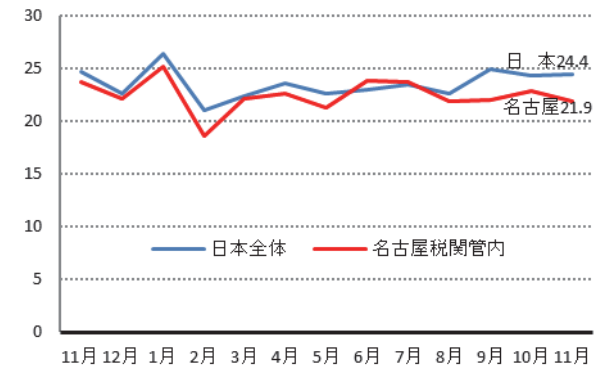
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年11月	2,217	▲1.1	1,830	0.3
2019年1-11月	22,601	▲0.3	18,825	▲4.5

出所：中国税関総署

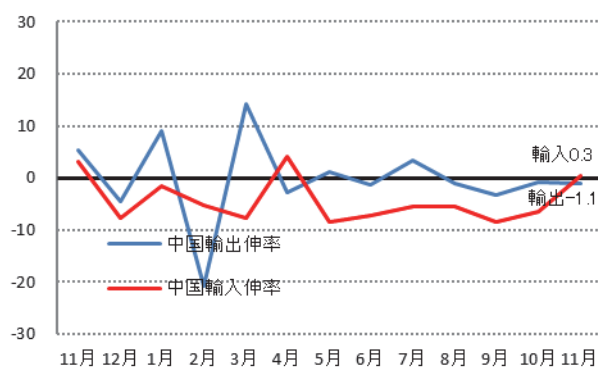
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

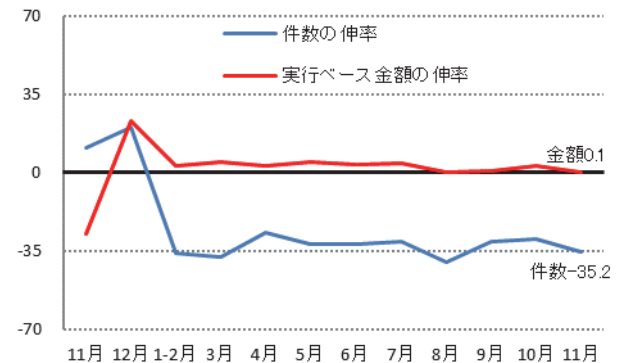
年 月	件 数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2013年	24,925	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年11月	3,340	▲35.2	136.2	0.1
2019年1-11月	36,747	▲32.8	1,243.9	2.6

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。
(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	11月	1-11月
消費者物価指数	4.5	2.8
うち都市	4.2	2.7
農村	5.5	3.0
うち食品	19.1	8.5
食品以外	1.0	1.4
うち消費財	6.5	3.4
サービス	1.2	1.8

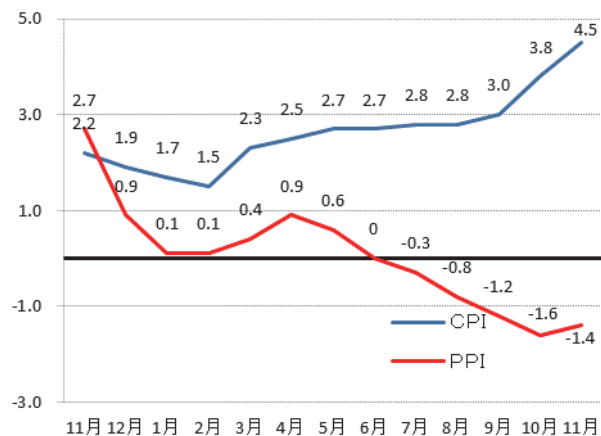
出所：中国国家统计局

工業生産者物価指数PPI (%)

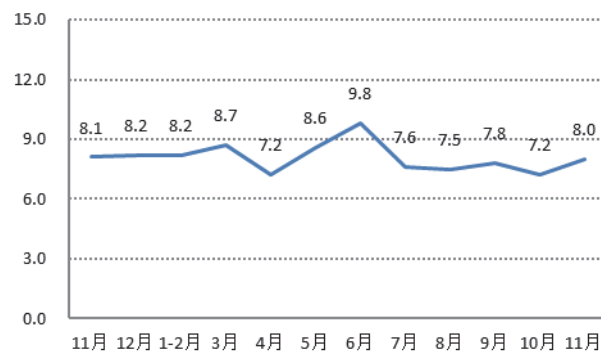
	11月	1-11月
工業生産者物価指数(PPI)	-1.4	-0.3
うち生産資材	-2.5	-0.7
うち採掘	-1.4	2.3
原材料	-5.0	-2.6
加工	-1.6	-0.3
生活資材	1.6	0.9
うち食品	5.4	2.4
衣類	0.3	1.2
一般日用品	0.1	0.4
耐久消費財	-2.1	-1.1
工業生産者仕入物価指数	-2.2	-0.7
うち燃料、動力類	-5.8	-1.6

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家统计局

CPIとPPIの月別推移(%)



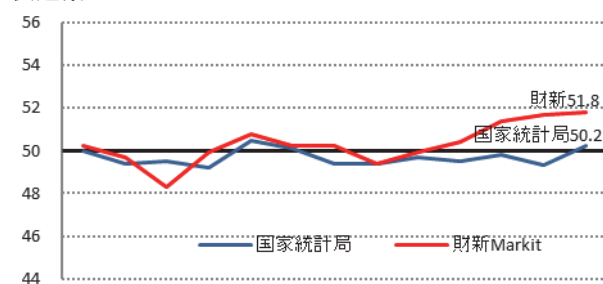
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局

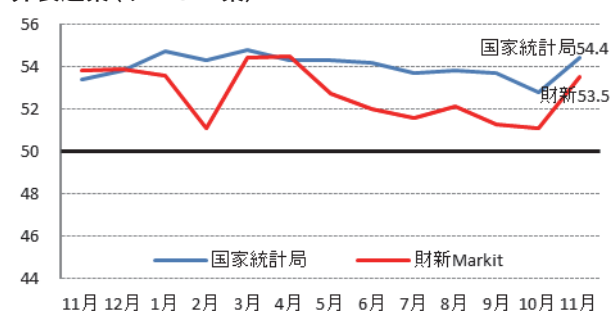
中国の景気先行指数

製造業PMI



11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月
※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

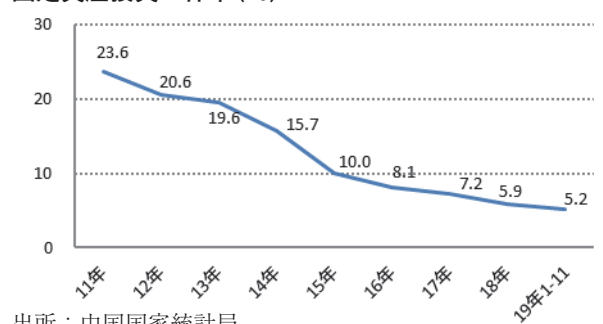


中国の固定資産投資

1-11月分月の固定資産投資

		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		533,718	5.2
産業別	第一次	12,164	▲0.1
	第二次	158,451	2.4
	第三次	363,103	6.7
地域別	東 部	N/A	4.1
	中 部	N/A	9.3
	西 部	N/A	4.9
	東 北	N/A	▲3.7

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

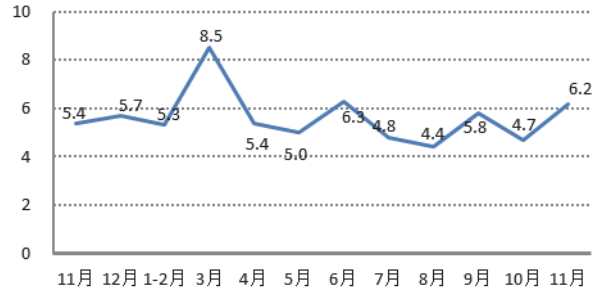
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	11月	1-11月
一定規模以上の工業生産	6.2	5.6
内訳 鉱業	5.7	4.9
製造業	6.3	5.9
電気・ガス・熱・水生産供給業	6.7	7.0
内訳 国有企業	3.7	4.6
株式制企業	7.0	6.7
外資系企業	3.2	1.7
私営企業	8.9	7.8

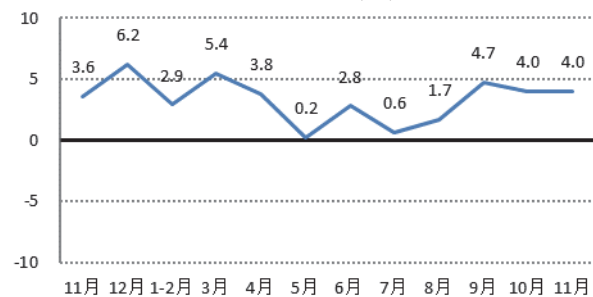
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



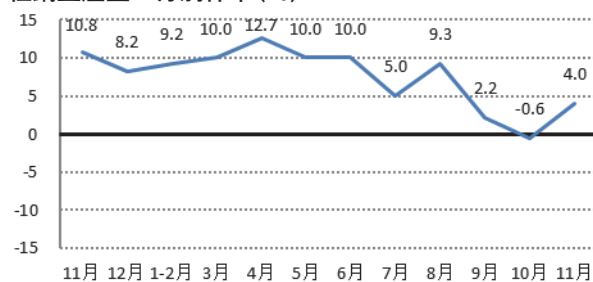
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



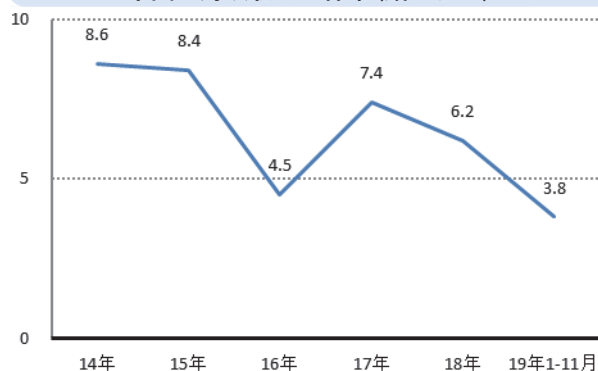
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

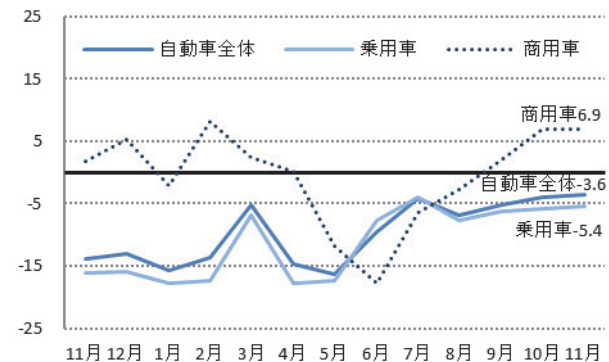
中国の自動車販売台数

台数：万台

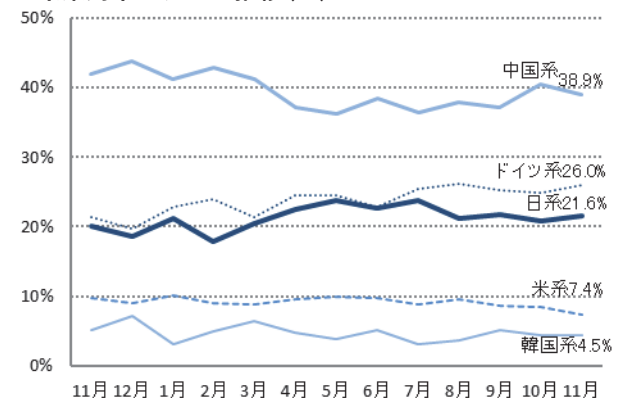
年月	自動車	乗用車	
		乗用車	商用車
2013年	2,198	1,793	406
2014年	2,349	1,970	379
2015年	2,460	2,115	345
2016年	2,803	2,438	365
2017年	2,887	2,471	416
2018年	2,808	2,371	437
19年11月	246	206	40
19年1-11月	2,311	1,923	388

出所：中国汽车工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

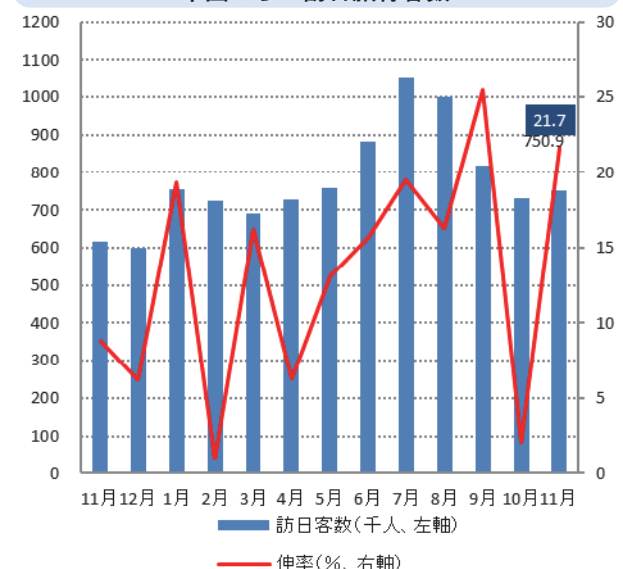
自動車販売台数の月別伸率(%)



日系乗用車のシェア推移(%)



中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局